

開 議

○佐々木謙二議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、船山祐子健康課長が欠席のため、梅津明夫健康課補佐が出席しておりますのでご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

+ ○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、12月4日の本会議において各委員会に付託をされました議案の審査結果を、各常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第83号に賛成1名、議案第84号及び議案第86号にそれぞれ反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第4号のとおり、予算案1件、人事案件1件、議会案7件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し全員による審議を諮っていただき、決定後それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

また、12月25日で任期満了となります長井市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行い、欠員が生じております議会運営委員会委員を議長から指名いただいた後、議長からあいさつを受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第83号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について 外14件

○佐々木謙二議長 日程第1、議案第83号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第15、議案第91号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの15件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 初めに、総務・文教常任委員

会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔総務・文教常任委員長登壇)

○渋谷佐輔総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成19年第6回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案2件、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い去る12月12日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第83号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定に準拠し給料表の改定等所要の改正を行うため提案されたものであります。審査に際し総務課長からは、今回の改正は、本年4月1日に遡及して初任給を中心に若年層に限定して給料月額を引き上げるとともに、子等に係る扶養手当の支給月額を500円引き上げ6,500円に改め、期末・勤勉手当を0.05月分引き上げるものである。給料表の改定による所要見込み額は、一般会計で該当する職員は34名で69万2,000円を見込んでいる。また、扶養手当は、該当扶養人数は170名で101万2,000円、期末・勤勉手当については職員262名で552万3,000円をそれぞれ見込み、このたび補正をお願いしているところである。

人勧どおり実施する理由としては、県内の他市町村の実施状況を見ると、人勧を実施しないのは新庄市だけであり、給料表のみの改定が村山市だけであること、長井市のラスパイレス指数は県内最下位クラスであること、今年度の退職予定者は16名で1億3,000万円の削減が見込まれること、このたびの給与改定は若年層に限定したものであること、これまで県内に先駆けて独自削減を行い、今回2度目の削減であり、

厳しい財政状況を乗り切るには職員の協力なしでは実施できないと考えていること、さらに、平成14年3月に職員団体から山形県地方労働委員会に提出された不当労働行為救済申し立て書に対して、平成16年3月に県の労働委員会から長井市に、交渉には誠実に応じなければならないという命令書が出されており、以降、特殊勤務手当や旅費、日当について、合意の上、支給凍結しているなども勘案し、人勧実施を判断させていただいたものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、長井市のラスパイレス指数は県内最低との説明があったが、資料を見るともっと低いところがあるが、どういうことかとの質疑がされ、総務課長からは、上山市については89.6となっており、長井市は91.3であるので、このラスパイレス指数を見る限りでは確かに最下位とはなっていないが、上山市は給料から6%削減してのラスパイレス指数であり、実態的には95.6となる。長井市は期末手当から削減しており給料3%相当を見ているので、88が比較できるラスパイレス指数になると考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、これまで職員団体とどのような議論をしてきたのかとの質疑がされ、総務課長からは、6月の独自削減を交渉した折に、人事院勧告で期末・勤勉手当に関する勧告が出された場合には独自削減の部分については考慮するという協議を行っている。10月下旬に職員団体と交渉し、組合側からは当然人勧どおり実施するよう要求があったが、厳しい財政状況であるため国や県、他市町の動向を見ないと判断できないということで回答を保留し、その後県内の状況を調査しながら11月中旬ごろに最終判断させていただいたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在、財政の厳しい折、補正額722万7,000円はどこから捻出するのかと

+

質疑がなされ、総務課長からは、非常に厳しい財政状況の中での増額補正で心苦しいが、担当課で検討していただくしかないと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市の財政状況はむだでないところも削減しなければならない非常事態であり、実施時期を先延ばしするとか実施を見送るということは検討しなかったのかと質疑がされ、総務課長からは、現時点で16人の退職予定者があり、約1億3,000万円の人件費の削減効果が見込まれ、職員数も減ってきており、市民サービスを低下させないためにも職員に頑張ってもらう必要があるため、独自削減はそのままだが、人事院勧告は国準拠で実施したいと判断したところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この発端となったのは平成19年度の予算編成にあると思っているが、なぜ職員団体と合意のないまま削減し、当初予算を組んだのか、また当局ではどう整理したのかと質疑がなされ、総務課長からは、昨年12月に新市長が誕生して以来、平成18年度決算が赤字になるかもしれないということで、平成19年度の予算編成作業が非常に厳しいため、再度、独自削減をお願いする方向で検討に入り職員団体との交渉を進めてきたが、3月の議会まで合意を得ることができず、削減を見込まないと予算が組めなかったということであり、その部分は予算編成した市当局の責任だと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市の若年層のラスパイル指数はどうなっているかとの質疑がなされ、総務課長からは、平成18年4月のラスパイル指数は、大卒で比較すると勤続年数1年未満が95.6、1年から2年が98、2年から3年が99、3年から5年が95、5年から7年が93、7年から10年が88、10年から15年が86と、30歳過ぎのところまで落ち込みが激しくなっていると

の答弁を受けたところであります。

また、委員からは、このたびの若年層の改定は市でも手を入れなければならない課題であり、合致した今回の勧告ではないかとの質疑がなされ、総務課長からは、若年層についてはラスパイル指数が低いと思っているので、人材を確保する面でも人勧どおり実施させていただきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市では昭和56年に全国で初めて人事院勧告を1号下位に切り下げ、平成13年からは5年間一律給与カットを行い、さらに平成19年から再度削減となったが、ほかにこのような自治体はあるのか、また、これまでの行革で一番効果額が大きいのは人件費だと思うが、人件費の削減効果額はどれくらいになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、人勧を1号下位の実施は恐らく県内ではないと思っている。また、独自削減についても9年間というのは県内では珍しいと思っている。平成19年度の退職予定者は16名で、20年4月1日現在で職員は304名と見込んでいる。削減効果については、平成13年度の職員数は400名から96名減っているため、約7億6,800万円の削減効果となると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、独自削減をし、さらに人勧を実施しないところはあるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、村山市は人勧は給料表のみの改定だが独自削減は行っていないので、新庄市だけが該当すると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市はこれまで国と県とでどちらの勧告をもとに改定してきたのかと質疑がなされ、総務課長からは、長井市においては基本的には国の人事院勧告、国準拠という形でこれまで実施してきたが、通勤手当の部分については地方の車社会の情勢もあることから、

県の基準に沿ってやっている部分もあるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、これまでの経過から見ても国と県で違う勧告の場合、単に低い方に合わせていくやり方ではいけないと思うがとの質疑がされ、総務課長からは、確かに県が低いから県準拠だということにはならないと思っている。県の人事委員会の勧告は尊重していくべきであるが、長井市の給与水準等も考え合わせながら、より身近な勧告に合わせていくことが大切だと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市のような人事委員会を持たないところはどのようになるのか、また、人事院勧告はどういう背景でできたのかとの質疑がされ、総務課長からは、地方公務員法第24条では、職員の給与については国やほかの地方公共団体、民間事業所の従業者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとなっており、首長が国、県内の内外情勢を判断し、給与水準を定めていくものと思っている。労働者の団結権や団体交渉権、ストライキ等の争議権などは憲法で保障されているが、公務員については国家公務員法や地方公務員法等で制限されているため、その代償措置としてつくられたのが勧告制度であるので、勧告内容を遵守するのが基本であると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、独自削減を強引に進められ、職員の士気に影響をすることが懸念されるが、どのように解消しようとしているのかとの質疑がされ、総務課長からは、確かに長井市の現状は県内でも最低レベルにあり、他市と比べて同じ仕事をしているのに給料が安いという不満はあると思っている。公務員としてのやりがいを大切にしてもらいたいと思っている。やる気と頑張りにこたえられる給与制度として、人材育成の評価制度をもって対応するのが一番よい方法ではないかと思っている。現在の給与

制度が最善とは言えないので、やる気と頑張りにこたえられる、そして生きがいとやりがいを持って仕事に携われるような給与制度を目指していきたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、6月議会で削減したと言いつつ12月でまた引き上げるというのは、既に市民の皆さんに予算という形で約束しているわけであるので、市民の皆さんにはどう説明し、理解を得るのかとの質疑がされ、総務課長からは、長井市の職員の実態や勤務条件、給与制度等について今後も公開し、また現在、各地区長会において市長を初め担当課長と一緒に財政等の説明をさせていただいているが、全地区やっていきたいと考えている。さらに車座集会の回数をふやし、るるご説明申し上げ、ご理解いただけるよう努力していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、改定したことにより特別会計への繰り出しや事務管理公社など外郭団体への補助金や運営費補助への影響はないかとの質疑がされ、総務課長からは、それぞれの会計で全部調整しているので繰り出しはないと思っている。事務管理公社については、業務委託し月額固定しているので影響はないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、聖域なき痛みという表現もされているが、来年度もまた市民の皆さんに大変な痛みをお願いしなければならないときに、職員には優しい痛みとなっている。それでは整合性はとれないし、到底市民は理解できるものではないと思っている。協働のまちづくりを進めるパートナーとなる市民の士気が下がってしまうことも懸念されるので、この財政危機を脱出をしなければいけないこの現状を考えると、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、職員の給与は生活給であ

+

るということを忘れてはいけないと思う。これまで本当に長い期間、職員は我慢をしてきたが、長井市の給与水準は県内の他自治体と比較してみれば一目瞭然である。財政状況が悪くなると職員給与を削減するという繰り返しはもうやめに行かなければならないと思っている。これを避ける意味でも今回の改正は実施すべきであり、勧告制度を尊重した当局の判断は誤りのない判断だったと思っている。長井市の置かれている賃金水準等の実態を市民の皆様にはわかりやすく説明していけば、必ず理解は得られるものと考えている。また、国の人事院勧告と県の人事委員会の勧告のとらえ方については今後の研究課題であり、長井市は地域給導入を目指している。その成果が出るころに整理をした方がよいと思っている。今日の財政的な危機を生んだのは議会にも大きな責任があるし、またもや一番手のつけやすい人件費で何とかしようということになれば、責任を回避するばかりか転嫁することになってしまうと思っている。これまでやってきたことを本当に反省するならば、今回は勧告を尊重して給与改定を実施し、その上で財政危機脱出につながる方法を見出していくべきであると考えてるので、本案には賛成であるとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、今回の財政が危機的状況に至ったのは決して職員のせいでもなく、職員だけにしわ寄せするとは思っていない。初任給を含め若年層の賃金も低いということは十分承知している。しかし、市民に約束した平成19年度の人件費削減効果額が削減され、少なくとも市民の皆さんがその痛みを伴っているわけであるので、実施時期を先延ばしするとかを職員団体と交渉し、努力すべきであったと思っている。努力もしないでは市民の皆さんの理解を得るのは非常に困難であると思うので、本案に反対であるとの意見が出されたところでもあります。

さらに委員からは、危機的な財政状況を脱出

するにはあらゆる手を尽くして財政再建を進めなければならないと思っている。議会の責任も非常に重いと思っているので、議員みずからも報酬を削減し、理解を得るように努力しなければならないと考えているので、本案には反対であるとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市文教の杜ながいの利用拡大と普及、啓蒙のため一部の施設の名称を見直すとともに、指定管理者制度を導入するために必要な事項を定めるために提案されたものであります。

審査に当たり、文化生涯学習課長からは、施設の名称を「旧丸大扇屋」を「丸大扇屋」に、小桜館の「会議室及び展示室」を「会議室1、会議室2及びホール」、「入館しようとする者」を「入館し観覧しようとする者」に改めるものである。また、指定管理者制度を文教の杜ながいに導入できるよう新たに管理規定等を定め、平成20年4月1日から導入したいと考えているとの説明を受けたところでもあります。

審査に際し、委員から本議案に対して修正案が提出されましたので、初めに原案について質疑を行い、その後、修正案について質疑を行ったところでもあります。

まず、原案について、委員からは、今までのやり方で何か不都合があるのかと質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、現在、施設の運営全般にわたり財団法人文教の杜ながいに業務委託をしているが、現実的には使用許可の受付など一部管理業務も行っている状況であり、地方自治法第244条の2第3項の規定に抵触する可能性もあることから是正する必要がある。指定管理者制度を導入し、そういった不都合を払

拭していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、管理業務の一部も文教の杜ながいで行っているという理由だけで指定管理者制度を導入するのかと質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、それだけではなく、財団の設立からの経過や今後の運営のあり方を考えると、やはり指定管理者制度を導入して、より裁量権を持った運営をしてもらった方がよいと思ひ、今回提案させていただいたところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度導入による行革メリットはあるのか、また、住民サービスの向上や経費の効率的な活用を図るとあるが、どんなサービスが向上し、どこが効率的になるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、指定管理者制度を導入してもそれほど大きな行革メリットはないと思ひている。しかし、財団法人文教の杜ながいの設立経過やこれからの運営のあり方を考えると、民間の団体に担っていただいた方が、より裁量権を持った運営ができると考えている。旧丸大扇屋と小桜館をあわせて業務を担っていただいているので、指定管理者となれば裁量権の範囲も広がり、これまで以上に財団としての感覚を生かしたさまざまな企画展等を計画し、一帯の活性化を図っていただけるのではないかと考えている。具体的には今後協定書を作成し、ご意見なども伺いながら、よりよい住民サービスにつながる運営をしていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在、文教の杜に受託できる力量があると考えているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、平成5年から運営業務を委託しているの、文教の杜ながいは十分精通した組織であると認識しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ほかに文教の杜ながいを

管理運営できる民間業者や特定非営利法人などはあるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、財団設立以来、長年運営業務を行ってきたので、これまでの実績や運営の継続性も公の施設には非常に大切なことであるので、非公募とし文教の杜ながいを想定したところである。それ以外のNPO、その他については想定しなかったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在の役員や職員体制はどうなっているのか。指定管理者となれば相当業務もふえてくると思うが、今までの委託料から利用料金収入を除いた額でやっていけるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、現在、理事の数は12人以上16人以内となっており、職員1名と臨時職員2名体制で業務を行っている。環境整備についてはシルバー人材センターに依頼しており、展示等についても美術や工芸等に造詣が深い方にお手伝いしていただいているので、これまでも業務委託料の中でやってきたので、指定管理者となっても十分運営可能であると思ひているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、文教の杜の今の体制でできると思ひているのか、また、市では一切かわらないのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、細部の業務の範囲はこれから規定したいと思ひているが、貴重な文化財や収蔵品の管理、整理についてはこれまでどおり責任を持って教育委員会で行っていききたいと考えている。これまで企画展等についても手がけてきているので十分可能ではないかと思ひている。また、文化主幹からは、業務内容は今までとほとんど変わらないと思ひしており、これまでの長い積み重ねがあるので十分できると考えているとの答弁を受けたところであります。

質疑終結後、委員から修正案について説明があり、長井市が示した指定管理者制度に係る基本方針には全く合致しておらず、教育委員会内

+

部で十分協議がなされていないと判断している。また、基本方針でいう民間事業者等の技術やノウハウを兼ね備えた組織にはまだなっていないと考えられ、具体的なことは今後協議することであり、何が変わりどういうメリットがあるかなど、わからなくては判断できない。文教の杜ながいに指定管理者制度を導入することは時期尚早、財団法人の成長の結果を見て判断すべきであると思うので、指定管理者制度の導入に係る条項を削除し、字句、名称等の変更のみを改正する修正案を提出させていただいたものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、修正案を提出されたのは議論が不十分という理由であり、指定管理者制度を全く否定するという考えではないと理解してよいのかとの質疑がされ、提出者からは、文教の杜ながいに導入すること自体、将来まで否定するものではない。受け手が本当にできる力量を持っているかが一番大切なことであると思っているが、残念ながらそういう現状ではないと感じているので、ノウハウを身につける努力をし、その上で提案してもらいたいと考えているとの答弁があったところであります。

討論に入り、委員からは、修正案の提案理由は利用拡大と普及、啓蒙を図るためとなっているが、名称の変更だけではその理由を満たすことはできないと思うので、修正案には反対である。施設の利用については市民の間には不満があったと認識しているが、指定管理者制度を導入すればそういった不都合も払拭でき、今後のまちづくりや観光という観点から、大いに市民に愛される利用価値のある施設になると思っている。長沼彫塑館や小桜館の利用者が大幅にふえれば委託料が若干でも下げられる期待感もあるので、本案には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。よって、原案について採決を行い、本案

は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第14号 地方交付税の確保・充実に関する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。現下の地方財政は、過去の景気対策等により発行した地方債の元利償還金が増嵩するとともに、少子高齢化を反映して社会保障費等が増大していることから極めて厳しい状況に置かれている。この一番大きな要因は地方交付税の大幅な削減にあり、「三位一体の改革」により平成16年度から平成18年度までの間に5.1兆円の大幅な抑制が行われたことに加え、平成18年度から交付税特別会計借入金の計画的償還が開始されたことなどにより、平成19年度の地方交付税額は約15.2兆円と対前年度比0.7兆円の減となっている。また、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債についても2.6兆円と対前年度比0.3兆円の減と、交付税が本来持つ財源調整、財源保障の両機能が果たされなくなっていることから、地方の財政需要を的確に把握し、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額確保等を求める意見書を政府関係機関に提出をしていただきたいというものであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第15号 法人税・所得税及び証券税制見直しに関する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。多くの市民にとって景気回復の実感がないうちで、恒久的減税とされた定率減税が廃止され、その上消費税増税の議論が進んでいるが、消費税は逆進性の強い税であり、生活費非課税の原則を侵すものである。一方、定率減税と同時に減税された法人税や所得税の最高税率の引き下げはそのままであり、景気回復を理由とするならば法人税や所得税の最高税率こそもとに戻すべきである。また、政府はIT投資減税や研究開発減税などの政策減税、連結納税制度導入などや証券税制の軽減を行い、大企業や高額所得者に有利な税体系となっており、住民への負担増、社会保障などのサービス削減や公的責任の後退、地方間格差をもたらし、現在と将来への不安を招く結果となっていることから、早急に行き過ぎた大企業や高額所得者への軽減を中止し、負担能力に見合った応分の負担という税負担の原則に立ち戻るべきであることを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採決すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第1、議案第83号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 議案第83号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

このたびの給与改定は人事院勧告による給与改定を実施するというもので、月例給の民間の格差1,352円、0.35%を埋める形で均衡を図るために、俸給表では中高年層を据え置き、初任給を中心に若年層に限定して改定しようとしていること、子育て中の職員などに対して扶養手当を500円引き上げようとしていること、さらに期末・勤勉手当についても民間賞与の支給状況を踏まえ、平成19年12月期の支給月数を0.5月分とすることなどありますが、長井市職員の給与をここ数年、市の財政状況と近隣の民間給与の実態も踏まえ4%削減し、現在もそうしていること、また、長井市は独自に一職一級制を取り入れたこともあり、先日配付された資料によると、ことしの1月1日現在におけるラスパイレス指数は県内最下位という実態からしても若干でも改善をする必要を感じますし、特に30歳までの人の落ち込みが激しく、人材確保の面からも改善しなければならないと思います。

憲法第28条では、勤労者の団結する権利及び団体交渉、その他団体行動する権利はそれを保障するとうたわれているにもかかわらず、国民平等にこの憲法が適用されず、公務員は地方公務員法において、労働基本三権のうち団体交渉権、団体行動権、いわゆる争議権を制限していると考えられますし、そのかわりと言っては適切な言葉ではないかもしれませんが、地方公務員法第14条、情勢適応の原則において、給与、勤務時間、その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応するように定め官民格差をできるだけ生じないように定めた法に基づき、第三者機関である人事院勧告が議会と長に対して出されるも

+

のであり、勧告が尊重されてこそ勤労者の労働基本権が保障されている憲法第28条のもとで平等になると考えられます。職員団体と合意をしないならまだしも、6月の削減もこのたびの給与条例改正も、ともに合意をされているわけであり、ぜひとも市民の代表である議員諸兄の賛同を得たい議案であると考えております。

地域の民間の給与との比較で論じられる場合が多くありますが、私たちの住むこの地域で労働組合などが組織されていて労働基本権などが論じられる職場はまだいい方で、賃金を含めた労働条件が親睦会の代表などと話し合いで決めるところもあり、それでもまだましな方です。企業の代表と何人かで労働条件を一方向的に決めるところも多く存在しております。このようなところで比較していくと、まだ公務員は労働条件がよいとの議論になっていきます。しかし私は、雇用主から見れば労働者を安く使おうとする地域、働く側からすれば労働条件引き上げを自制し低い方に合わせようとする意識と地域性は、将来若者が定着しなくなり、人口減少に拍車がかかるという心配があります。現に、学校を卒業し長井市に戻ってこようとしても、思ったような仕事がない、給料レベルが低いなどの理由による人材の流出、人口減少が続いていると見ています。このたびの給与条例改正は、長井市のみならず直接影響を及ぼす西置賜行政組合ばかりでなく、逆に民間事業所においてもその後参考にするところがあり影響を及ぼします。まちづくり、地域づくりという観点からも、市民からは理解と納得の得られる範疇と考えられます。

よって、議案第83号 給与条例の改正に賛成の討論といたします。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第83号の1件について、総務・文教委員

長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第83号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

確認のため、そのまま起立願います。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 お座りください。

起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第84号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので発言を許可します。

議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、議案第84号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案に反対する立場で討論を行うものであります。

改正案によりますと、第10条で、文教の杜の設置の目的を効果的に達成するために必要と認めるときは地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に文教の杜の管理を行わせることができるとして、指定管理者が行う業務を示しているのであります。地方公共団体は地方自治法第1条で、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこと」が求められております。この住民の福祉の増進などの役割を果たすために、地方自治体は公民館や図書館など各種公の施設を設置して広く住民の利用に供するとともに、設置主体である地方公共団体がその管理を直接担うことが原則とされてきたものであります。

ところが2003年に施行された改正地方自治法では、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するものに管理を行わせることが認

められたのであります。つまり、指定管理者制度の導入であります。この改正によって、例えば公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することが可能となったのであります。

現在委託を受けている財団法人文教の杜ながい、現在長井市との委託契約に従って業務委託として施設の維持管理を行っておりますが、指定管理者の選定に当たって、市では一般公募を行わず、従来管理委託先である文教の杜ながいを管理権限ごと指定管理者制度に指定するものであります。つまり、指定管理者による管理として、第10条第2項で、従来行ってきた施設や設備の維持管理のほか事業の企画や実施に関する業務も含んでいるのであります。文教の杜には、事業の企画や実施に関する業務を行えるような専門職としての職員、つまり学芸員は配置されておられません。現在の文教の杜の職員は業務委託による職員のみであり、事業の企画や実施に関する業務を行うことのできる有資格者である学芸員のみができるのであります。ところが現実には学芸員は配置されておらず、有資格者ではない一般職員が委託先の労働者を指揮監督せざるを得ないということになっておまして、このままでは違法な労働者供給、つまり偽装請負、偽装委託となる疑いの強い管理体制とならざるを得ないということが考えられるのであります。

よって、このような現状の体制をそのままにした上での条例の一部改正には反対せざるを得ないものであります。以上で反対討論といたします。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第84号の1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第84号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、請願第14号 地方交付税の確保・充実にに関する意見書提出方請願及び日程第4、請願第15号 法人税・所得税及び証券税制見直しに関する意見書提出方請願の2件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、請願第14号 地方交付税の確保・充実にに関する意見書提出方請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第14号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第15号 法人税・所得税及び証券税制見直しに関する意見書提出方請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。